

(目的)

第1条 この規程は、学校法人関西大学（以下「本法人」という。）におけるコンプライアンスを推進するために必要な事項を定め、教職員がコンプライアンスを推進することにより、適正な本法人の運営及び本法人に対する社会的信頼を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「コンプライアンス」とは、本法人の役員（理事及び監事）及び教職員が、法令及び本法人が定める諸規程等を遵守するとともに、公平、公正かつ誠実に職務を遂行し、高い倫理観と社会的良識をもって行動することをいう。

(コンプライアンス推進統括責任者)

第3条 本法人におけるコンプライアンス推進統括責任者は、理事長とする。

2 コンプライアンス推進統括責任者は、本法人の各組織においてコンプライアンスの推進が図れるよう、コンプライアンスに関する業務を統括するとともに、必要な措置を講じるものとする。

(コンプライアンス推進責任者)

第4条 本法人におけるコンプライアンスの推進を図るため、次の者をコンプライアンス推進責任者とする。

担当領域	コンプライアンス推進責任者
法人	常任理事会が指名する常勤の役員
関西大学	学長
学校法人関西大学の設置する高等学校	校長
学校法人関西大学の設置する中学校	
学校法人関西大学の設置する小学校	
関西大学幼稚園	園長

2 コンプライアンス推進責任者は、自己の管理・監督する組織において、コンプライアンスの推進が図れるよう必要な措置を講じるものとする。

(コンプライアンス推進担当者)

第5条 コンプライアンス推進責任者は、自己の管理・監督する組織におけるコンプライアンスの推進を図るため、当該組織にコンプライアンス推進担当者を置く。

2 コンプライアンス推進担当者は、部局等の長をもって充てる。

(教職員の責務)

第6条 教職員は、コンプライアンスの重要性を深く認識し、教育研究の発展に寄与するため、コンプライアンスに適合した職務の遂行に努めなければならない。

2 教職員は、職務の遂行に当たって、学生その他の関係者に対して業務に関する説明を十分に行い、コンプライアンスについて理解と協力を得るよう努めなければならない。

(所管)

第7条 この規程に関する事務は、法務課の所管とする。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、法務委員会の議を経て行う。

附 則

この規程は、2023年1月19日から施行する。